

令和3年7月19日

児童生徒の皆さんへ

石川県教育委員会

夏季休業における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症対策にあたり、下記の点に留意してください。

【感染症対策について】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」を徹底すること。
- ・外出時には自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合には外出を控え、自宅で休養すること。
- ・食事の前後の手洗いのほか、外食の際には、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える、歓談時にはマスクを着用するなど感染症対策を徹底すること。
- ・「緊急事態宣言地域」や「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来を自粛すること。
- ・カラオケボックスなどの遊興施設や人が多く集まる場所等、感染リスクが高い場所への出入りは控えること。

【部活動について】

- ・夏季休業中は、練習試合や合同練習、合宿等が行われ、感染リスクが高まることから、基本的な感染症対策をより一層徹底すること。
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅すること。
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控えること。

【熱中症の予防について】

- ・夏季休業中は、部活動や校外活動等の教育活動のほか、児童生徒等のみで活動する機会が増えることから、熱中症にかかる可能性が高まります。基本的にはマスクを着用することが望ましいが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合はマスクを外すこと。

【連絡体制について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうか判断するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに担任や顧問等に連絡すること。